

一般財団法人新潟県バスケットボール協会 謝金等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人新潟県バスケットボール協会(以下「本協会」)が支払う謝金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(労務内容及び支給対象者)

第2条 諸謝金の対象労務の内容及び支給対象者については、別表に定めるとおりとする。ただし、関係先等から別途謝金等が支払われる場合は支給しないものとする。

(諸謝金の対象となる会議等)

第3条 諸謝金の対象となる会議等は、理事会が本協会の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断し許可した会議等とする。

(食事代)

第4条 食事代は5時間以上労務する場合に限り700円を支給する。

ただし、関係先等から支給がある場合は支給しないものとする。

(支払)

第5条 諸謝金は、支給対象者本人に対して支払うものとする。

(雑則)

第6条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関して必要な事項は会長が定める。

2 第2条の規定に関わらず特別な事情がある場合は、会長の決裁により金額を調整することができる。

附 則 この規程は、令和5年6月12日から施行する。

別表(第2条関係)

労務内容	支給対象者	単価	備考
競技会	ドクター	20,000 円／日	交通費込
	看護師	8,000 円／日	交通費込
	審判	1,000 円／試合 1,500 円／試合	県大会準決勝以上
	MM コミッショナー	500 円／試合	
	運営スタッフ	2,000 円／日	
	主管担当	10,000 円／大会	分配は担当に一任
	医科学サポート	5,000 円／日	
講習会・研修会	ドクター	15,000 円／日	交通費込
	看護師	6,000 円／日	交通費込
	指導者養成講師	JBA 規程による	
	審判インストラクター	JBA 規定による	
	TO 講師(外部)	10,000 円／日	
	TO 講師(当協会)	4,000 円／日	
	運営サポートスタッフ	2,000 円／日	
	医科学サポート	2,000 円／日	
	医科学講習会講師	5,000 円／日	参加料徴収
	講習会講師(外部)	都度決定	業務執行理事で決定
DC 活動(国体活動含)	指導者スタッフ	2,000 円／日	
	医科学サポート	5,000 円／日	
	審判	1,000 円／半日 3,000 円／日	交通費込
会議	当協会事業の会議	1,000 円／日	事前に開催確認要
	オンライン会議	なし	
JBA 等主催競技会	運営スタッフほか	業務執行理事で決定	

※記載がない事業に関しては、業務執行理事が別途定めることとする。